○議長(吉井健二) 次に、日程第2、議案第78号、79号、81号から86号、91号から93号、 以上11議案、一括議題といたします。

これら各案につきましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

発言につきましては、通告に基づき議長から指名いたします。

22番 櫻井 周議員の発言を許します。

櫻井議員。

○22番(櫻井 周)(登壇) ただいま議長より許可をいただきましたので、議案84号につきまして、 通告に従いまして質疑をさせていただきます。

議案84号、伊丹市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

まず、その質疑の前に、神津の認定こども園の件でございますけれども、これは伊丹市内では公立初めての認定こども園ということで、大変注目もされておるところでございます。この6月の定例会におきましても、加藤議員、それから西村議員が一般質問で取り上げていらっしゃるということでございます。

この神津認定こども園、幼稚園部分におきまして3歳児の保育を始める、それから預かり保育を始めるということについては、これはいろんな課題があって大変なことだったというふうに思います。市当局の皆さん初め、関係者の皆さん、多大な努力をされてきたというふうに思います。こうしたことについて、改めて敬意を表するところでございます。そうした上で、多少ちょっと厳しい質問もさせていただきます。

質問に入る前に、まず、認定こども園制度について、改めてちょっと考えてみたいというふうに思います。

この認定こども園制度というのは、そもそも近年の急速な少子化の進行や家庭、地域を取り巻く環境の変化に伴い、保護者や地域の多様化するニーズにこたえるために設けられたということでございます。 この多様化するニーズというのが一つ大きなポイントだと思います。

こども園が提供する機能といたしましては、就学前の子供に幼児教育、保育を提供するという機能、すなわち保護者が働いているかいないかにかかわらず児童を受け入れて、教育、保育を一体的に行う機能ということでございます。また、地域における子育て支援を行う機能、すなわちすべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対した相談活動や親子の集いの場を提供するというような機能もございます。こうした認定こども園の制度の推進によって、保護者の就労の有無にかかわらず施設の利用が可能になるということ、それから既存の幼稚園の活用により待機児童を解消できるという効果も期待されるとこでございます。

市長は、いろんな会合でのごあいさつの中で、少子高齢化、それから人口減少時代ということをよく おっしゃっておられます。そして、この結果として、生産年齢人口、減少すると、就業者数が減少する ということでございます。そうすると経済も停滞すると。そうした中で、就労者数をふやしていくため には、一つは女性の就労率を上げていくということが重要でございます。また、出生数もふやしていく、 子供の数もふやしていくということも非常に重要でございます。こうしたこと、これはまさに国家的な 課題だというふうにも思います。我が国の興亡はこども園の成否にあると言っても過言ではございませ

ん。そうしたことで、これまで何度もこども園の問題、待機児童の問題、取り上げてまいりました。

ところで、女性の社会進出が少子化を招いているんではないかと、そういう意見も一方でございます。 しかし、専業主婦家庭と共働き家庭を比べてみると、子供の数に大差はなく、むしろ共働き家庭のほう が子供の数が多い傾向が認められるという研究成果もございます。

我が伊丹市民連合の会派の中にも、子供を4人抱える議員が2人いらっしゃいます。西村政明議員と 川上八郎議員、いずれの家庭も共働きでございます。こうしたことからも、なるほど共働き家庭の中に も、子供の数たくさんいらっしゃるんだなということを実感いただけることかと思います。

そこで、さて質疑のほうに入らせていただきます。

幼稚園籍の児童、今回の条例改正案では4時半まで預かり保育をするということなんですけれども、 なぜ4時半までなのかということについて、まず質問させていただきます。

この神津のこども園自体は、夜7時まであいてございます。保育園籍の児童は夜7時まで保育可能というふうになっております。しかし、幼稚園籍の児童は夕方4時半までということでございます。

一方、伊丹市内の私立の幼稚園、既に預かり保育実施しておりますけれども、そうした事例を見ますと、遅いところで夜8時ぐらいまでやっているということでございます。すなわち猪名川を挟んで、猪名川の西側では既にニーズがあるということは確認されておるわけでございます。猪名川の東側だけニーズがないということはないだろうというふうに私思うわけでございます。

また、先ほどこども園の設立の趣旨の中でも申し上げましたけれども、多様なニーズにこたえていくということが重要だと、そうした目的のためにこども園という制度が始まったということを申し上げましたけれども、この多様なニーズという中には、毎日保育に欠けるというわけではないけれども、例えば週に1回とか、少々保育に欠けるという児童もいらっしゃるだろうと、そうしたニーズにもこたえていくべきだろうというふうにも思うわけです。

そこで質問させていただきます。幼稚園籍と保育園籍の児童を分け隔てなく接することができるようにするのがこども園の設立趣旨であることにかんがみ、保育園籍の児童のみならず幼稚園籍の児童も夜7時まで保育可能とすべきと考えますが、なぜ夜7時までというふうにしないのでしょうか。また、午後4時半以降の預かり保育のニーズがあるという可能性が少しでもあるのであれば、リスクヘッジのため午後4時半以降の預かり保育を念のため設けておいたほうがよいと思いますが、午後4時半以降の預かり保育を念のため設けておいたほうがよいと思いますが、午後4時半以降の預かり保育を念のため設けることによるデメリットや不都合は、何かあるのでしょうか。

一方で、午後4時半以降の預かり保育を設けなかったけれどもニーズがあったという場合、もしかしたら問題になるかもしれません。午後4時半以降の預かり保育ニーズがあって、それにこたえられずに、 混乱なり問題なり生じた場合の責任はどのようにお考えなのでしょうか。

また、同様に、今申し上げたの、午後4時半以降のお話でございますけれども、朝のほうもございます。幼稚園籍の児童は、朝8時40分以降に登園可能と、こども園自体は朝7時からあいていると、保育園籍の児童は朝7時から登園可能というふうになっております。夕方の預かり保育と同様、朝7時から8時40分までの預かり保育もあわせて実施すべきだと考えますが、なぜ実施しないのでしょうか。次に、預かり保育の利用方法についてお尋ねいたします。

預かり保育を利用する場合に、利用者は利用の申し込みをどのようなタイミングで行えばよいでしょうか。

現行の保育園で多い例としましては、月ごとの予定表を申請すると、月初めないしは前月のうちに出

しておくと。ただ、1カ月前ですから予定もいろいろ変わったりすることがあるということですので、 前日ないしは当日に修正なり変更を申し出て、柔軟に対応していただくというようなことが行われてお ります。

また私立幼稚園で預かり保育を実施しているところでは、当日の朝、申し込みでもオーケーというと ころもございます。利用しやすい手続をお願いしたいというふうにも思うところなんですけれども、ど のように対応されるのでしょうか、お聞かせください。

以上で1回目の質問を終了いたします。

- ○議長(吉井健二) 教育委員会事務局、蘆原学校教育部長。
- ○番外(教育委員会事務局学校教育部長蘆原時政)(登壇) 議案第84号、伊丹市立幼稚園保育料及び 入園料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての御質問にお答えをいたします。

平成25年4月の開園に向けて、仮称、神津認定こども園につきましては、ハード面、ソフト面につきまして、こども未来部とともに準備を進めているところです。

その中で、幼稚園部分である神津幼稚園における預かり保育の時間帯につきましては、幼稚園教育要領の預かり保育に関する規定、地元の神津まちづくり協議会における御意見、保護者ニーズ、一体的に運営することとなる神津保育所の料金体系、さらに近隣の公立幼稚園の実施状況等を勘案し、総合的に判断し設定したものでございます。

幼稚園教育要領は、預かり保育について、教育時間終了後に行う教育活動と位置づけるとともに、その実施に当たっては、教育的観点から幼児の心身への負担への配慮が必要とし、幼児の健康と安全が確保されるような環境をつくることが規定されております。

また、神津幼稚園の保護者を含む神津まちづくり協議会教育文化部会におきまして、預かり保育の利用目的としては、上の子供の通う小学校の授業参観や保護者懇談会、短時間のパート勤務などが上げられ、終了時間は午後4時あるいは4時半ぐらいが適当でないかとの御意見、御要望を伺っております。さらに預かり保育料につきましては、預かり保育を最大限利用した場合の給食費を含めた月額料金が保育所部分の保育料月額と大きく乖離することのないようにするため、近隣3市の公立幼稚園や市内の私立幼稚園の預かり保育料も参考にしながら、1時間単価と預かり保育時間の設定をいたしました。

議員御提案の朝7時から8時40分までと、午後7時までの預かり保育でございますが、幼稚園部分を午前7時から午後7時まで利用できるようにすることは、保育所と同じ時間設定にすることになります。仮称、神津認定こども園は幼保連携型の認定こども園であり、幼保がこれまで培ってきた機能を生かしながら、一体的に運営することにより、教育、保育の充実を図る施設であり、御指摘の時間帯での利用を希望される保護者につきましては、フルタイムで働くなど、保育に欠ける状態にある方であるということになろうかと考えられますので、保育所部分への入所を選択いただくことになるものと考えております。

午後4時半以降の預かり保育の設定についてのデメリットはあるのかとの御質問につきましては、特に運営に関するものはございませんが、今申し上げたように種々の点を総合的に判断して設定したものでございます。

また、午後4時半以降の預かり保育のニーズがあって、それにこたえられず混乱が生じた場合の責任 をどう考えるかにつきましては、仮定されているような問題が生じた場合は、教育委員会も含め所管部 局が責任を持って対応すべきものと考えております。

なお、平成25年4月以降、運営していく中で、教育、保育内容の充実を初め、預かり保育の実際の ニーズを見きわめる中で、延長保育の必要の有無などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、預かり保育の利用手順でございますが、子供の預かり保育を希望する保護者は、利用したい月の前月中旬までに所定の許可申請書に希望日時と時間帯の区分、申し込み理由を記入して提出し、園長から許可書の交付を受けて利用いただくという手順を検討しております。

保育所での午後6時から最長1時間の延長保育を利用するときの手順は、事前に延長保育利用申請書を提出した上で、実際に利用を希望する日について、前月末までに計画表に記入することになっております。また、新たに利用したい日ができた場合には、当日朝記入するか、午後6時までに電話連絡して申し込んでもよいことになっております。事前に計画表に記入いただく理由は、計画的な職員配置とおやつの必要数確保のためです。

幼稚園部分の預かり保育につきましては、毎回おやつを提供するほか、利用区分によりましては、給食の提供も伴いますので、事前に必要数を把握する必要があり、前月申し込みとさせていただくこととしています。

市内の私立幼稚園では、9園のうち6園で預かり保育を実施しており、預かり保育の当日申し込みが制度として設けられている園は2園あります。ただ、ほとんどの園が計画的な教員の配置とおやつの手配の必要性から基本的には前の月の下旬、あるいは前の週の金曜日といった期限を設けて事前に申し込む方法をとられております。ただ、当日申し込みの制度がない園におきましても、下の子が急に熱を出した、急用ができて迎えに行けなくなったといった緊急の場合には、当日の申し込みにより受け入れられていると聞いております。

仮称、神津認定こども園におきましても、前月申し込みを基本とする予定ですが、緊急な理由で預かり保育が必要になった場合の当日申し込みによる受け入れについて対応する方向で検討をしてまいりたいと考えております。

○議長(吉井健二) 櫻井議員。

○22番(櫻井 周)(登壇) 2回目は、御答弁いただいた中から幾つか質問、さらにさせていただきます。

まず、神津認定こども園におきましても、前月申し込みを基本とする予定ですが、緊急な理由で預かり保育が必要になった場合の当日申し込みによる受け入れについて対応する方向で検討してまいりたいというような御答弁をいただきました。利用しやすい手続とするということで、大変高く評価いたしたいというふうに思います。

一方で、預かり保育については、教育的観点から幼児の心身への負担への配慮が必要とし、幼児の健康と安全が確保されるような環境をつくることを求めており、預かり保育は余り長時間に及ぶことのないよう配慮する必要が必要というような答弁もいただいております。

この神津の認定こども園においては、保育園籍と幼稚園籍の児童が混合クラスということで、一緒に保育を受けるということになっております。健康と安全についての児童への負荷は保育園籍の児童も幼稚園籍の児童も同じはずでございます。幼稚園籍の児童については、幼児の健康と安全が確保されるような環境ということで、午後4時半までと。一方で、保育園籍の子は午後7時まで保育可能と。しかも、それも毎日でございます。

保育園籍の児童が大丈夫なのか、ちょっと心配になってまいりましたので、こども未来部長にお尋ね

いたします。

神津認定こども園において、幼稚園籍の児童については、健康と安全のために夕方4時半までしか保育できないと、学校教育部長は答弁されておりますけれども、幼稚園籍の児童と混合クラスであって、毎日夜7時、夜7時までいる子は全員ではないにしても、4時半以降まで毎日いるということになる保育園籍の児童、これは多数いらっしゃるわけですけれども、その児童の健康と安全は大丈夫なのでしょうか。

一問一答制でないのでちょっとやりにくいところもあるんですけれども、私、想像するに、この期に及んで、保育園籍の児童の健康と安全に問題があるという答弁はきっとこども未来部長されないというふうに信じております。その前提で、次の質問をさせていただきますけれども、保育園籍の児童は朝7時から午後7時まで保育しても、健康と安全に問題がないというふうにしっかりとこども園で保育していただけるものと思いますけれども、幼稚園籍の児童には、健康と安全に配慮して、午前8時40分から午後4時半までというふうになっているのはなぜなんでしょうか。健康と安全に関し、保育園籍と幼稚園籍の児童にどのような違いがあるのでしょうか。

伊丹市内の私立の幼稚園、こども園におきましては、午後7時、8時まで預かり保育を実施しております。私立であれば夜7時まで、8時まで預かり保育を実施できるのに、公立ではなぜできないのでしょうか。私立は運営能力が高く、公立は運営能力が低いということなのでしょうか。

また、答弁におきましては、預かり保育の利用目的としては、上の子供の通う小学校の授業参観や保護者懇談会、短時間のパート勤務などが上げられというふうになっております。また、幼稚園部分について、午前7時から午後7時まで利用できるようにする、このような時間帯での利用を希望される保護者につきましてはフルタイムで働くなど、保育に欠ける状態にある方であるというような答弁もいただいております。

おっしゃるとおり、毎日午前7時から午後7時までということであれば、これはまさに保育に欠ける ということでございますが、働き方は多様化しております。したがって、保育のニーズも多様化してい る。時々保育に欠ける、ちょっとだけ保育に欠けるというケースもございます。

一方、保育園では待機児童が発生していると。ちょっと保育に欠けるという場合にも保育園へ行ってくださいということになると、しかし、保育園では待機児童も発生していて入れないということになってしまいます。こうしたちょっと保育に欠けるというような場合においては、幼稚園でも対応できるということにすることによって、保育園の混雑を緩和していくと。さらには保育園の待機児童解消へ貢献してもらうというところも、こども園に本来期待されているところだというふうに思います。

伊丹市内全域から児童を募集する神津認定こども園の幼稚園部分において、時々遅くなる、ちょっと だけ保育に欠けるというニーズが全くないというふうに断言できるんでしょうか。

また、答弁の中には、午後4時半以降、預かり保育のニーズがあって、それにこたえられず混乱が生じた場合の責任をどう考えるかにつきましては、仮定されているような問題が生じましたら、教育委員会も含め所管部局が責任を持って対処すべきものと考えますという御答弁をいただいておりますけれども、責任を持って対処すべきというのは、どのような対処があり得るのでしょうか、具体的対処手段について例示的に御教示教示ください。

また、答弁におきまして、平成25年4月以降運営していく中で、教育、保育内容の充実を初め、預かり保育の実際のニーズを見きわめる中で、延長保育の必要の有無などについて検討してまいりたいと

考えておりますという答弁をいただいております。また一方で、4時半以降の預かり保育の決定についてのデメリットはあるかとの質問につきましては、特に運営に関するものはございませんという答弁もいただいております。特に問題がない、デメリットは特にないというのであれば、早くやればいいのになというふうに思いますし、また、問題が発生してから対応するのではなく、先手を打ってやるべきではなかろうかというふうに思いますけれども、そうしたことを考えますと、やはり4時半以降の預かり保育、また、8時40分以前の預かり保育についても、ぜひ進めていただきたいというふうに要望しまして、2回目の発言を終わります。

○議長(吉井健二) 田中こども未来部長。

○番外(こども未来部長田中裕之)(登壇) 私からは、毎日夜7時までいる保育所籍の児童の健康と安全は大丈夫なのかとのお尋ねについてお答えいたします。

保育所における延長保育につきましては、近年、核家族化の進行、就労形態の多様化といった社会的背景により、児童とその家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育についても多様なニーズに対応したサービスが求められ、子育てに対する負担の軽減や仕事と家庭の両立支援など、安心して子育てができる環境づくりを総合的に推進するための一つの事業として、開所時間を超えた保育に取り組むものでございます。

6月1日現在、神津保育所の入所児童は97名であり、延長保育に登録している児童が13名、実際に利用している児童は1日平均5名という状況でございます。この事業を利用する児童は、朝7時から夜の7時まで利用することも可能であり、保育所において長時間にわたる保育について、子供の発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、家庭との連携、職員の協力体制などを行っているところでございます。

生活リズムや心身の状態への配慮につきましては、子供が保育所で長時間にわたって過ごすことから、心身の健やかな発達を保障できるよう、さまざまな配慮が必要であり、子供一人一人の一日の生活の流れを見通し、発達過程や心身の状態に基づいて行き届いた対応を行っております。また、延長保育のときには、家庭的でゆったりとくつろげる環境や、保育士等の個別的なかかわりなど、子供が負担なく落ちついて過ごせるよう心がけ、一日の疲れや保護者を待つ気持ちを受けとめ、保育士が温かくかかわっているところでございます。

これまでより、家族との連携等を深め、保護者との信頼関係を構築し、児童の健康と安全に十分に配慮しておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長(吉井健二) 教育委員会事務局、蘆原学校教育部長。

○番外(教育委員会事務局学校教育部長蘆原時政)(登壇) 仮称、神津認定こども園では、御案内のと おり3歳児から5歳児について混合保育を行い、幼稚園と保育所を一体的に運営する予定でございます。

幼稚園の1日の教育時間につきましては、幼稚園教育要領において、教育時間の妥当性及び家庭や地域における生活の重要性を考慮して、4時間が標準であると示されています。また、預かり保育については、教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動として位置づけられており、幼稚園教育要領解説には、実施に当たっては幼児の健康な心と体を育てる観点から、幼児の生活のリズムに配慮することが大切であると示されております。

今回、提案をさせていただいている預かり保育の対象は、仮称、神津認定こども園の幼稚園部分の園 児であり、来年度の5歳児は現在の神津幼稚園の4歳児クラスから進級してまいります。また、新入園

児となる4歳児と3歳児は、ほとんどが集団生活の体験を経ず、家庭保育の状態から入園してまいります。このように保育所で継続して長時間の保育を受けている場合とは、保育環境面において大きな差異がございます。したがいまして、健康面と安全面に影響を及ぼす環境への適応状態に配慮しながら、これまで保育所で培ってきた保育機能を十分生かし、預かり保育を実施する必要があると考えております。

次に、私立幼稚園では、午後7時まで預かり保育を実施できるのに、なぜ公立ができないのかという 御質問についてですが、預かり保育の時間帯については、先ほど申し上げましたように、幼稚園教育要 領、地域での御意見等を踏まえ、総合的に判断して決定をしたものですが、平成20年2月の伊丹市学 校教育審議会答申では、公立幼稚園の預かり保育については、私立幼稚園の実践例も踏まえて研究しな がら、今後も引き続き検討を進めることが必要との方向性が示されております。

このような公私の役割分担の考えも踏まえ、公立幼稚園における預かり保育については慎重に検討し、 今回、公立の幼保一体化施設となる仮称、神津認定こども園において、初めて実施しようとするもので ございます。

次に、時々遅くなるというニーズは全くないと断言できるのかとのお尋ねですが、預かり保育の実施時間帯につきましては、繰り返しになりますが、幼稚園教育要領、地域の声、市内私立幼稚園や近隣市の公立幼稚園における実施内容等から、総合的に判断して提案をさせていただいているものでございます。

次に、混乱した場合の具体的な対応はどのようなものかとの御質問につきましても、これも繰り返しになりますが、来年4月以降運営をする中で、実際のニーズを見きわめながら、延長保育も含め新たな課題について個々のケースに関するもの、また、運営全体に関するもの等、それぞれに応じて適切に対応をしてまいるということでございますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(吉井健二) 櫻井議員。
- ○22番(櫻井 周)(登壇) 3回目は意見と要望とさせていただきます。

まず、2回目の学校教育部長の御答弁の中において、新入園児となる4歳児と3歳児はほとんどが集団生活の体験を経ず、家庭保育の状態から入園してまいりますと。これは別に幼稚園に限ったことではなくて、保育園でもゼロ歳で入る場合、1歳、2歳、3歳、4歳、幾つで入る場合であっても、最初はこうした家庭保育の状態から入園してくるわけでございます。

こうしたときに、保育園であれば通常ならし保育といって、2週間から1カ月ぐらいかけてならしていくということをやるわけですから、それは別に幼稚園児、保育園児、いずれも同じだというふうに思います。その上でどうかということでございますから、答弁として理屈が立っていないのではなかろうかというふうにも思います。

また、学校教育部長の御答弁の中に、幼稚園教育要領と、こうしたものも踏まえながらということで ございますけれども、これはまさに縦割り行政ということで、こども園制度がスタートしたときの趣旨 でございますね、幼稚園、それから保育園と、一方で教育機関、一方で児童福祉施設というような縦割 り行政がいまだに根強く残っているということのあらわれなのかなというふうにも思います。

こうした縦割り行政については、伊丹市だけ、伊丹市固有の問題というわけでは決してなく、我が国の制度によるものでございますから、伊丹市の中でなかなか乗り越えにくい部分もあろうかと思いますけれども、しかし、乗り越えにくいところをしっかり乗り越えて前進していただきたいというふうに思います。

要望といたしましては、今回の議案質疑の答弁を伺っておりましても、なかなか納得できる理由というのが見当たらないということでございます。

一方で、神津認定こども園において、幼稚園籍の児童の預かり保育を実施する、3歳児保育を実施するということについては、このことについては、一番冒頭申し上げましたとおり高く評価するところでございますから、今回の議案についてもこれで反対するということでは全くございません。しかし、内容において、午後4時半以降の預かり保育がないとか、朝8時40分以前の預かり保育がないなどと不十分な部分もあろうかというふうに考えております。したがいましては、9月定例会において、こうした不十分な点を改めるような条例改正案を再度提出していただくことを要望いたします。

最後に、今回は議案質疑ということで、この4時半、預かり保育の時間帯について特に絞って質問をさせていただきました。こども園ということについては、まさに今、国会で議論されておりまして、総合こども園、認定こども園、どういうふうな名前のこども園になるのか、これはわかりませんけれども、いずれにしましても、こども園がふえていくということは時代の流れであろうというふうに思います。

今般、伊丹市において、初の公立の認定こども園を設立するということでございますから、最初が肝心ということで、より充実したものをきちっとした形でつくっていただきたいという、そういうふうな思いでおります。

こども園については、国会で議論中でございますけれども、これからも多岐にわたる論点もございます。そうしたものを踏まえながら、また、神津認定こども園におきましても、本日、議論させていただいた健康と安全ということに関連しても、例えば午後のお昼寝、保育園ではお昼寝というのは通常行われておりますけれども、幼稚園では行われていない、これをどういうふうなカリキュラムにするのかというようなことも含め、いろいろ詰めていかなきゃいけないところはいっぱい残っておるかというふうに思います。また、次回以降の定例会においても、こども園の問題、待機児童の問題、取り上げてまいりたいというふうに思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上で発言終わります。